

労働者派遣法に基づくマージン比率等の情報提供

①対象期間	令和6年7月1日～令和7年6月30日
②派遣先の数	4件
③派遣労働者の数	6人（令和7年6月2日時点）
④マージン率	21.8%
⑤教育訓練に関する事項	ビジネスマナー研修／システム提案研修（有給無償）
⑥労働者派遣に関する料金額の平均額	29,051円（1日8時間平均額）
⑦派遣労働者の賃金額の平均額	22,710円（1日8時間平均額）
⑧その他参考となると認められる事項	マージン率には以下が含まれます ・ 社会保険料（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険） ・ 福利厚生費（有給休暇、健康診断他） ・ 教育訓練費 ・ 会社運営費用（人件費／賃貸料、広告宣伝費ほか） ・ 営業利益
⑨福利厚生に関する事項	通勤手当／慶弔休暇／年次有給休暇／資格取得支援／相談窓口設置（担当：三好）
⑩労働者派遣法30条4第1項の労使協定の締結の有無	有
⑪上記労使協定の有効期限	令和6年4月1日～令和8年3月31日
⑫上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者